

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年7月29日（水）午後1時30分から午後5時5分までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）、刈谷委員、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官・警務部参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

松尾委員長から、「熊本県で大きな地震が発生した。この地震を受け、私が思う地震の常識が変わってきた。一つが地震の周期で、南海トラフ地震だと100年周期と言われているところ、熊本県では10年の間に大きな地震が続けて発生した。二つ目は、発生確率が高くない地域で発生しているということで、熊本県は首都直下型や南海トラフ地震ほど地震の発生が言われてなかった。三つ目は地震の規模と震度が比例していないということで、東日本大震災はマグニチュード9.0で震度7であったが、今回の熊本県の地震はマグニチュード7.1で震度7であった。今回の熊本県の地震で地震に対する考え方がかわり、日本のどこでも大きな地震が起こり得るのでより一層備えが必要と感じた。高知県としては、南海トラフ地震の発生が予想されており、今後どうすべきかを考えたとき、援助要求の在り方もしっかりと考えないといけないと思った。受け入れ体制の問題もあり、一挙に受け入れると逆に困るという部分も出てくると思う。また、発災した場合、援助部隊が十分に行き届くまで一日二日は、県内だけで対応する必要がある、自衛隊や消防との連携もしっかり考えないといけないと思った。また、動ける人材を動けるようにしておかないといけないということで、警察職員自ら被災してしまうと動けなくなってしまうので、職員官舎など今一度点検が必要ではないかと思った。今回、真夏の発生であったが、冬場に起こる地震と、今回のような夏場に起こる地震では対応の仕方も随分と変わると思うので、季節による対応の仕方も細かに区分して考えないといけないと思った。熊本はまだ発生したばかりで今後、高知県警への援助要求が予想されるが、援助要求があり、被災地に派遣された

場合、適切に対応していただくようお願いする。」旨の説示があった。

2 審議事項

(1) 警察職員の援助要求について

警備部長から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があった。

各委員から、「交通事故防止、暑熱対策、そして気の緩みから不適切事案を発生させることのないよう十分留意していただき、無事に帰県していただくことを願います。」旨の発言があった。

3 報告事項

(1) 令和9年度当初予算要求における基本方針等について（資料1）

総務参事官から、令和9年度当初予算要求における基本方針等について説明があった。

刈谷委員から、「今回の予算要求では、4つの観点から考えられたということで、一つ目の警察官の確保というのは、高知県に限らず、全国的な問題であり、先日は警察官越境移籍が話題となっていた。県内での地域を限定したエリア採用の話も出ていたが、これをすると人事のやりくりが難しくなり、コストがかかってくるかもしれない。しかしながら、このようなことをしないと人材が集まらないというのであれば、コストをかけながらもやらないといけないし、プライオリティをしっかりと決めないといけない。そのプライオリティは、今すぐ見える効果ということではなく、ある程度時間はかかるが今からやっておく必要があるものということで取捨選択しないといけない。二つ目のデジタル化というのは、まさにこの観点であり、イニシャルコストは非常に高いと思うが、ランニングコストが大幅に下がるということで、早めに取りかかる必要があると思っている。デジタル化は、一つ目の警察官の確保とも非常にに関わり合うところで、イニシャルコストが高くても早めに投資をしてやっていかないと、困ったときに付け焼き刃的に対処してもどうにもならないということになるので、プライオリティはしっかりと考える必要がある。三つ目の南海トラフ地震対策は、警察、消防、自衛隊による公助だけでは難しく、共助が重要であると考えている。昔からあるコミュニティや企業に頑張ってもらうよう、声かけをしていただくことを進めていただきたい。四つ目の現下の治安対策は、新

たな手口による詐欺等が蔓延しているので、これに関しては高知県警だけではなく他県警察や警察庁とも連携が重要で、予算措置も必要だろうと思ったところである。予算は、信号機や横断歩道など県民目線で見えるものと維持コストなど警察内部で必要なものがあり、これの擦り合わせを十分に行っていただき、プライオリティを考えていただくようお願いする。」旨の発言があった。

前田委員から、「有事の際、治安維持の司令塔となる警察官であるので、暑熱対策に係る予算は後回しにせず十分対応していただきたいと思っている。また、交通違反に係る審査請求が多くされているが、ウェアラブルカメラを充実させることにより証拠が明らかとなり、後の調査が不要となるので、ウェアラブルカメラも積極的に取り入れていただきたい。以前、警察署で刑事から話を聞いたが、公用の携帯電話があると捜査にも活用できるとのこと、このようなものの予算措置も検討していただきたい。また、繰り返し言っていることであるが、警察署の女性用のトイレを見るといまだ和式便器が見られる。妊娠している職員などのことを考えるとやはり洋式便器を充実させることは重要で、一度に変えることは難しいと思うので、少しずつでいいので、地道な予算獲得に努めていただきたい。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「予算要求は、県民目線とプライオリティを考えることが重要である。当然のこと、予算には限りがあることから、不必要なものはいらないと大胆に割り切って考えないと前に進まない。また、限られた予算の中では民間を活用することも重要で、先日、特殊詐欺被害防止の取組で病院のデジタルサイネージの活用の報告を受けたが、こうした施策の導入により、より効果が上がることもあるかもしれない。決して潤沢な財政力ではないので、皆さんで知恵を絞って考えていただきたい。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「貴重な意見をいただいたので、ご意見を踏まえつつ、しっかりと予算編成を行ってまいりたい。」旨の説明があった。

(2) 繁華街対策について

生活安全部長から、繁華街対策について説明があった。

刈谷委員から、「高知県は全国でも人気の観光地であり、特に高知市での夜の飲食を楽しむ目的で来られる方が非常に多い。我々としても、高知県のおもてなしを全面的に受けて帰っていただきたいと思っているところ、最近では無料案内所が多

く設けられ、不安に感じている観光客も多いのではないかと思います。高知県の観光は大きな資源であるので、警察としては違法行為がないよう目を光らせていただきたい。繁華街に制服の警察官がいるだけで安心感が醸成されると思うので、移動交番車も活用しながら街頭活動の強化をお願いしたい。また、商店街組合が繁華街の情報を持っているので連携した取組をお願いしたい。」旨の発言があった。

前田委員から、「繁華街に警察官の格好をした方がいてくれるだけで、市民感情県民感情は違う。安心感を与えていただくことができるので、是非とも街頭活動の強化をお願いします。また、最近無料案内所が多く建ち並び不安に感じている。何とか対処できないものか。」旨の発言があった。本部長から、「現行では、無料案内所の設置自体禁止されていないが、風適法等で禁止されている行為を行えば検挙することができるので、違法行為に対する取締りはしっかりとやっていく。」旨の説明があり、生活安全部長から、「全国的に有名な歓楽街を有する府県では、条例で無料案内所の設置を届け出制とし、禁止行為を定めているところもある。」旨の説明があった。

松尾委員長から、「繁華街に警察官がいるというだけで安心を与えるということとは間違いないので、見せる活動の強化を是非ともお願いします。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「健全な風俗環境の保持は我々の重要な責務であり、安心して遊べる賑やかな街作りに貢献していきたい。」旨の説明があった。

(3) 令和8年上半期の交通事故状況について（資料2）

交通部長から、令和8年上半期の交通事故状況について説明があった。

刈谷委員から、「高齢者人口10万人当たり的高齢者死亡事故死者数が全国ワースト1位ということで、高齢者に対する対策というのは非常に大事だと思う。幾つか課題を挙げているが、運転する側だけではなく歩行者側にも問題があるということ、免許証返納となった場合に代替手段に困るということで、代替手段については地方自治体も一緒になって考えないといけない。また、乗り合いで移動するなど共助を考えることも重要で、代替手段をしっかりと考えないと免許証返納も進まないと思う。自転車対策は色々やっていただいて、特に朝の通学時間帯、通学路において中高生を対象に指導警告活動を実施したということは、絶好の機会にやっていただ

き大変ありがたいと思っている。自転車事故の一番多い類型は出会い頭事故ということで、これは一時停止の話に繋がると思うので、自転車の一時停止については重点的に取締りを行っていただきたい。先日、自動車運転中に赤信号で停止し、青信号で出発しようとしたところ、自転車に乗った若者が目の前を横切り驚いたことがあった。このように若者の傍若無人な走行を目の当たりにしたこともあり、中高生への交通安全教育は徹底して行っていただきたい。中高生に対してはトラフィックセーフティニュースという資料を活用し、ディスカッションを行っているとのことで、これは結構なことだと思う。さらに、学校内で交通安全クラブを作り、学校同士で競い合うとかできればなお良いと思う。一方で、学校に通っていない子どもは啓発を受ける機会がなく、そのような子どもに対してもマスコミを通じるなどして周知徹底を図らないといけないと考えるところである。信号機のない横断歩道手前における一時停止の話は、自分が止まると対向車も止まるということで、県民一人一人が止まる意識を持つことが重要である。交差点における歩行者の安全を図るためにも、交差点関連違反の取締りは重点的に行っていただきたい。挨拶県民運動は、運転する側が良い1日を迎えられる気持ちになり、非常に効果が上がると思うので、引き続き周知していただきたい。交通安全フェスタのサテライト開催を実施したとのことであったが、広く県民が体験、経験できるということで良い取組であるので、引き続きサテライト開催の実施をお願いする。」旨の発言があった。

前田委員から、「高知県は高齢者の割合が増える一方、山間地域では公共交通機関が整備されていない。病院や買い物に出かけるためには自動車の運転が必要になってくるということで、高齢者が加害者にも被害者にもなってしまう。この対策としては乗り合いタクシー、移動スーパーの導入などが必要で、これには警察だけで行うには限界があり、民間や自治体との連携が必要になってくる。高齢者の方が事故に巻き込まれない仕組みが年々増えたら良いと思っている。自転車対策については、4月から青切符制度が始まり、周知も行き届き始めたと思うので、積極的に切符処理を行い、自転車の交通マナーアップに繋げていただいたら良いと思う。横断歩道手前における一時停止は本当に浸透してきたと感じている。これでも横断歩道を渡っている人が交通事故被害に遭うということは、歩行者側にも問題があるかもしれないし、ドライバーも歩行者も民度が上がるような取組をお願いする。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「生徒が自ら考える交通安全対策や挨拶県民運動は、将来に向けて素晴らしい取組だと思う。今どうすべきかということが悩みで免許証返納後の代替手段は高知県として大きな問題である。中山間地域は公共交通機関がないので、ライドシェア等対策を考えていかないといけない。横断歩道手前における一時停止については、これが守られないというのであれば、踏切のように必ず一時停止にすればいいのではないかとも思う。意識が高まらないのであれば、法的な措置を考える必要があるかもしれないと思う。これから高齢者が増え続け、交通環境の整備が課題となるが、是非とも他機関とも連携して整備に努めていただきたい。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「広報啓発に積極的に取り組んでいるが、警察しかできないことというのは取締りの部分であると思う。広報啓発と取締りの両輪が大事であるということを意識しながら、しっかり取り組んでまいりたい。」旨の説明があった。

第4 個別決裁

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し等について

生活安全企画課から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条第4号及び同法第9条第1項に基づく風俗営業許可の取消し等について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。

2 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の意見公募の結果の公示について 運転免許センターから、高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の意見公募の結果の公示について説明があり、了承した。

3 審査基準の改定に係る意見公募の結果の公示について

運転免許センターから、審査基準の改定に係る意見公募の結果の公示について説明があり、了承した。

4 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について

運転免許センターから、高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について説明があり、原案のとおり決定した。

5 審査基準の改定について

運転免許センターから、審査基準の改定について説明があり、原案のとおり決定した。

6 警察職員の援助要求について（審議済み案件の事後決裁）

警備第二課から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があり、原案のとおり決定した。

7 公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について（3件）

総務課から、公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について説明があり、受理の上、調査することを決定した。

第5 個別報告

1 人事の編成方針について

本部長及び警務部長から、令和9年度人事編成方針について報告があった。